



生協労連パート部会ニュース

NO105 2011年4月15日発行

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル3F

tel 03-3408-0067 fax 03-3408-8955

http://cwu.jp/

パート	なかまいで	あしたを見つめ歩きましょう
部会	にげないで	明るい職場をつくりましょう
の	ぬけめなく	しっかり実利をとりましょう
なに	ねっつぱく	暮らしと生協を語りましょう
ぬねの	のしつくて	差別を返上しちゃいましょう

パート部会は、しなやかにしたたかに

生協労連第1回パート部会拡大幹事会は、おいにもりあがる



4月9日(土)～10日(日)にコープイン京都にて、生協労連第1回パート部会拡大幹事会を開催しました。7地連23単組32人、そのうち大学部会も2人が参加しました。木下部会長から「大きな震災をうけ、全国の生協では支援を続けている、春闘も前進回答もなく、雇用問題もかかえているが、粘り強くとりくみ、この2日間は大いに交流しよう」とあいさつ。

今こそ、パート法を改正するチャンス！ 運動を大いに盛り上げよう

つづいて、弁護士の板倉由実さんから、「パート法を抜本的に改正して、ジェンダー平等の実現を」と題して、講演をいただきました。男女差別解消の法的規制として、憲法13.14条、労基法4条、男女雇用機会均等法についてふれ、働く女性の数が増加し、勤続年数も長期化しているが、パートなど非正規が53.2%半数を超え、賃金は男性一般労働者を100とした場合の全女性労働者は60と格差が縮まっていない。これは、日本は固定的性別役割分担を前提とした労働・社会保障政策になっているのが原因、103万円・130万円の壁もその一つ。改正されたパート法は「働きや貢献に応じた公正な待遇＝同一価値労働同一賃金の原則」を法によって実現しようとする視点を明確にし、8条は同一労働同一賃金原則を明文化し、差別的処遇の禁止を明確にした私法上の強行規定であり画期的な意義があるとしたうえで、8条の対象者が1%も満たないことから事実上、死文化している、9条の均衡待遇も努力義務規定であるため効力が極めて乏しく、12条の転換制度も抜け道が多すぎると指摘。同一価値労働同一賃金の原則の実効性を確保するためには、労基法4条に同原則を明文化する、パート法8条の緩和と9条の効力の改正、フルタイムパートも対象者となるよう定義を修正、均等法は、賃金を差別禁止の対象にする、間接差別を前面禁止にする、ポジティブアクションを積極的に推進させていく。また、賃金格差が8割を超えたら差別と推定させる、「格差の合理性について」の立証責任は使用者側に転換させる、職務評価の確立、行政機関に提訴できるようにして

つづいて、弁護士の板倉由実さんから、「パート法を抜本的に改正して、ジェンダー平等の実現を」と題して、講演をいただきました。男女差別解消の法的規制として、憲法13.14条、労基法4条、男女雇用機会均等法についてふれ、働く女性の数が増加し、勤続年数も長期化しているが、パートなど非正規が53.2%半数を超え、賃金は男性一般労働者を100とした場合の全女性労働者は60と格差が縮まっていない。これは、日本は固定的性別役割分担を前提とした労働・社会保障政策になっているのが原因、103万円・130万円の壁もその一つ。改正されたパート法は「働きや貢献に応じた公正な待遇＝同一価値労働同一賃金の原則」を法によって実現しようとする視点を明確にし、8条は同一労働同一賃金原則を明文化し、差別的処遇の禁止を明確にした私法上の強行規定であり画期的な意義があるとしたうえで、8条の対象者が1%も満たないことから事実上、死文化している、9条の均衡待遇も努力義務規定であるため効力が極めて乏しく、12条の転換制度も抜け道が多すぎると指摘。



裁判官の「おやじ頭」をかえないと公正な判決は難しい

司会の平島幹事、北口事務局長、板倉弁護士

同一価値労働同一賃金の原則の実効性を確保するためには、労基法4条に同原則を明文化する、パート法8条の緩和と9条の効力の改正、フルタイムパートも対象者となるよう定義を修正、均等法は、賃金を差別禁止の対象にする、間接差別を前面禁止にする、ポジティブアクションを積極的に推進させていく。また、賃金格差が8割を超えたら差別と推定させる、「格差の合理性について」の立証責任は使用者側に転換させる、職務評価の確立、行政機関に提訴できるようにして

いくことなど、示唆に富む提起がありました。さいごに「厚労省のパート研究会も立ち上がった、今こそパート法改正のとき、労働組合の場で女性がこんなにつどっているのは素晴らしい、みなさんのちからで改正させていきましょう。応援します。」と締めくくりました。



北口事務局長から、「30年を経たパート部会活動に確信を持ち、さらなる前進を」と題して、「地連のパート部会改革をすすめ、パート法改正・最賃1000円の運動を強めよう、そのために組織拡大を」と問題提起がありました。鈴木書記長から「4/7の回答状況はパートは4.72円、ベア獲得はあきた・しが・よどがわ・阪大・エフの5単組と昨年より1単組多く善戦している、

ひきつづき、ベア獲得・一時金の引き下げを許さないとりくみを。被災者支援・復興にも全力をあげてとりくもう。5/25は最賃デー、署名ももうすぐ2万筆、最賃引き上げのとりくみを強めよう。春の組織拡大月間を成功させよう」と2011年春闘の到達点とこんごの課題が提起されました。

みやぎ伊藤幹事、いわて阿部幹事へ、「桜のタペストリー」をみなのおもいをこめておくる

次に、東日本大震災後交通公共機関が完全復旧されていないなか、被災地から参加した、みやぎ生協労組の伊藤幹事といわて生協労組の阿部幹事から、地震当時の様子、地震、津波でなかまや家族を失ったこと、一方で生協と労組が被災者、組合員支援のために全力をあげていること、全国からの支援に心から感謝しつつ、引きつづき支援を呼びかけました。2日目のさいごに一人ひとりの思いを書いた「桜のタペストリー」を2人に手渡しました。(タペストリーは薫田幹事作)

1日目のさいごに、各地連のパート部会の活動と感じている課題について出しました。次の担い手をどうやってつくっていくのか、地連パート部会幹事会の話し合いの時間がとれず、単組間でおきていることを共有化できない、1000円要求・税制度の見直し、均等待遇問題など、共通認識を深めることがむずかしいこと、組織拡大・組織強化も課題として出されました。

翌日は3つの分散会にわかれて、問題提起について深めました。3つの分散会の報告の後、閉会のあいさつで、柳副部長から「パート部会はしなやかにしたたかに、活動しよう」とまとめ、散会しました。



木下部長から阿部幹事へ



柳副部長から伊藤幹事へ

4/10 山口県労連「非正規労働者の2011春闘行動」

県労連の高根副議長による「雇用は正規があたりまえ、均等待遇の実現を」と題して1.非正規労働者は意図的に作りだされた、2.日本の常識は世界の非常識、3.職場、地域でどうたたかうのか、の3点にわたって90分の講演が行われました。

その後、自治体、高校、小中学校、医療、生協、マツダの各代表が、それぞれの単組での闘いを報告し、交流したのち、山口市の中心商店街に移動して、東日本大災害への募金を中心とした宣伝行動を行いました。どこの職場も、非正規労働者がいかに酷使されているか、いかに当事者意識をもって責任をもった仕事をしているかが明らかとなり、その労働に対する待遇の改善は、急務であること、その闘いを組むうえでは組織が重要であることを感じさせるものでした。(やまぐち・平島)

